

項目	4 コロナ禍における中小企業者への融資による支援について
答弁者	経済産業部長
質問要旨	<p>令和2年6月定例会において、緊急の融資を受けた事業者に対する返済猶予に関して質問を行った。</p> <p>その後、約1年半が経過する中で、コロナ禍で苦しむ中小企業者は、約59,783件、約8,561億円に達する「新型コロナ関連融資」によって支えられてきたが、今後、返済という現実が迫る中、コロナ禍が予想外に長引いた影響により、多くの事業者は売り上げが回復せず、飲食業、宿泊・観光業などは、厳しい経営環境にある。</p> <p>既に返済が厳しいという声も聞こえ、第6波が来た場合、事業の継続を断念せざるを得ない者が相当数いるものとする。</p> <p>県が、信用保証協会や金融機関と連携して中小企業者の事業継続を支援していくことは重要であり、中小企業者を守り、県内経済を発展させていくために、今後、中小企業者の資金繰りをどのように支援していくのか、所見を伺う。</p>

<答弁内容>

コロナ禍における中小企業者への融資による支援についてお答えいたします。

県では、これまでコロナ対策として一兆円を超える制度融資を信用保証協会や金融機関と連携して実施し、中小企業者の資金繰り支援を進めてきたほか、補助金や応援金等の対策も講じ、本業の経営改善と事業の継続を下支えしてまいりました。

この間、各金融機関は、金融庁の要請もあり既往債務にかかる条件変更の申込みに柔軟に対応しており、信用保証協会も、本年4月に本店と各支店に「総合相談センター」を開設するとともに、返済に不安を抱える事業者に対して、個別訪問を通じて資金繰りの確認と経営課題の把握を行い、専門家を活用した経営改善支援に積極的に取り組んでおります。

しかし、コロナの影響が長期化しており、議員御指摘のとおり、いずれ借入金の返済に行き詰まる事業者が出てくる事態も想定されます。このため、知事が、全国知事会の場を通じ、返済猶予等の条件変更への配慮を国に対し、繰り返し要請しているところです。

こうした中、国が11月19日に閣議決定した経済対策には、政府系金融機関のコロナ関連融資の継続や、コロナ関連保証の上限額の引き上げ、さらに既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応を金融機関に要請することなどの支援策が盛り込まれており、県としても、これを踏まえた対応を検討していく必要があると考えております。

中小企業者を守り、県内経済を発展させていくためには、手厚い資金繰り支援が必要です。県といたしましては、国に対し、条件変更対応など更なる対策を求めていくとともに、国の政策動向も注視しつつ、引き続き、信用保証協会や金融機関と緊密に連携しながら、中小企業者に対する資金繰り支援に万全を期してまいります。

以上であります。